

諮問番号：諮問第165号

答申番号：答申第165号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第3項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新申請（以下「本件更新申請」という。）に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

現在の精神障害の状態は、てんかんの薬を服薬しているから維持出来る現状である。精神障害者向けのハローワークの仕事は可能だが、一般の軽作業は、自分にはきつく、てんかんの発作や脳出血を起こす経験をしており本件処分を受けると就労出来なくなる。本件処分には納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると、判定基準の障害等に該当しないと認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

処分庁が審査請求人の精神障害の状態について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定められたいずれの障害等級にも該当しないと判定したことに対し、審査請求人は、現在の精神障害の状態からし

て、本件更新申請は認められるべきである旨を主張している。

しかしながら、本県では、手帳の障害等級の判定については、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を審査基準として行うこととしており、処分庁の説明する本件処分に係る障害等級の判定については、審査基準に照らして不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人の精神障害の状態は、政令で定める精神障害の状態にないと認めたことについて、違法又は不当ということはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年5月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年10月11日、同年11月15日及び同年12月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、現在の精神障害の状態は、てんかんの薬を服薬しているから維持出来る現状であり、本件処分には納得できない旨を主張している。

しかしながら、障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものである。処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準に沿って、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得ており、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

なお、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）第2の1の(2)の①においては、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請をする際には、「精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書」を提出することとされて

いる。本件処分に係る診断書においては、医師の診療担当科名が「腎臓内科」とされていることから、当審査会では、処分庁に対し、①当該医師は実施要領に規定する「精神保健指定医」と「その他精神障害の診断又は治療に従事する医師」のいずれに該当するのか、②当該医師が「精神保健指定医」に該当しない場合、当該医師が「精神障害の診断又は治療に従事する医師」に該当すると判断した根拠について部会として調査権限を行使し、照会を行った。処分庁からは、当該医師は「その他精神障害の診断又は治療に従事する医師」であること及び「実施要領第2の1の(3)に「診断書を記載する医師は、原則として精神保健指定医又は精神科医とするが、てんかんの患者について内科医が主治医となっている場合のように、精神科以外の医師であっても、精神障害の診断又は治療に従事していると言える医師は含まれる。」と記載されている。診断書によると、審査請求人の主たる精神障害は「症候性てんかん」であり、「③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」の欄を見ると、腎臓内科に入院していることが分かる。したがって、同科の医師であっても、「精神障害の診断又は治療に従事していると言える医師」に該当すると判断したものである。」との回答があり、この点についても、特段不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩